

政務活動費の手引

(使途基準表)

桐 生 市 議 会

平成 2 9 年 1 月 策定

令和 8 年 4 月 改訂

1 政務活動費の手引作成の経緯について

桐生市議会では、平成13年に「桐生市議会政務調査費の交付に関する条例」を施行し、平成25年の地方自治法の一部改正により、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改称しました。

政務活動費については、使途の透明性の確保と適正な運用に努めているところではありますが、平成22年10月に不当な支出があるという内容の返還を求める「住民監査請求」が提出され、結果として、返還には至りませんでした。細部にわたる明確な使途基準を設けるべきとの指摘を受けました。

平成23年5月の改選後、議会改革を推進する動きが大きくなる中で、各派代表者会議において、政務活動費の使途基準についての協議を重ねてまいりました。

平成27年5月の改選後には、これまでの議会改革を継承するとともに、きめ細かい市民にわかりやすい議会改革を進めるため、議員15名で構成する議会改革推進協議会を新たに設置しました。協議会では、主に政務活動費のホームページ公開に向けた協議を行い、平成28年11月の各派代表者会議で公開が承認され、同年11月29日に収支報告書（平成27年度）の公開に至ったところでもあります。使途基準については、「桐生市議会政務活動費の交付に関する規則」第5条別表により運用しておりますが、平成29年1月に、これまでの実例を盛り込んだわかりやすい使途基準表をまとめました。

令和元年5月の改選後には、議会改革調査特別委員会が設置され、議会改革実施計画に則って、令和2年度より特別委員会にて政務活動費について協議が重ねられ、使途基準等について見直されました。

令和6年度には、議会改革調査特別委員会にて、研究研修費及び調査旅費に係る私有車使用を可能とすることについての協議が重ねられ、使途基準について見直されました。

令和7年4月の国家公務員旅費法の大幅改正に伴い、桐生市においても、令和8年4月より、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を含む関係条例について、国に準じた改正が行われることから、政務活動費の使途基準についても、各派代表者会議にて協議し、宿泊費等の見直しを行いました。

2 政務活動費使途基準表

政務活動費規則別表（5条関係）使途基準		使途基準の明確化	
① 研究 研修 費	研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費	① 研究 研修 費	【支出できるもの】
	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費 ・講師謝金 ・出席者負担金（会費） ・交通費 ・旅費 ・宿泊費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ＜研究会等を開催の場合＞ ・会場使用料 ・機器使用料 （マイクなどの放送設備やプロジェクター等映像設備を借用した場合） ・講師謝礼 ・郵送費 （研究会等の案内等を送付した場合） ・消耗品費 （研究会等の開催に必要な消耗品費） ・印刷製本費 （資料の印刷代） 	【支出できないもの】
留意 事項	<p>【旅費等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に準ずる。 ・政務活動費を利用した視察等の旅費については、原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。ただし、時間や経済面、身体的負担等を総合的に判断し、合理性が認められる場合、または天災、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 ・視察依頼及び礼状発送のみ事務局で行うものとする。 ・行政視察旅費と政務活動費を合算して使用することはできない。 ・行政視察旅費による議員と政務活動費による議員が一つのグループを結成しての行政視察等は認めない。 ・レンタカー及び私有車利用に係る費用については、公共交通機関を利用することに比べ、時間や経済面、身体的負担等を総合的に判断し、合理性が認められる場合において認める。 ・他者所有の私有車を運転する場合は日割りの自動車保険に加入する。 <p>【研修会開催について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の対象者は議員であり、その内容は一般教養もしくはこれに類するものではなく、市議会議員として求められる政策立案や監視権の行使に繋がるような内容であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜研究会等に参加の場合＞ ・会費等出席者負担金 ・交通費 ①公共交通機関利用に係る費用 （鉄道運賃、航空運賃、バス運賃等） ②レンタカー利用に係る費用 （ガソリン代、有料道路料金、駐車場代を含む） ③私有車利用に係る費用 （ガソリン代、有料道路料金、駐車場代を含む） ・宿泊代（宿泊費、宿泊税、宿泊手当等を含む） ・研修会に係る期間に限定した損害保険の保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ＜研究会等を開催の場合＞ ・生花代 ・所属政党が開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ＜研究会等に参加の場合＞ ・飲食費（宿泊費を含む夕食代、朝食代を除く） ・懇親会費 ・大学、専門学校等に係る費用 （学費、教材費、通学費等）

政務活動費規則別表（5条関係） 使途基準		使途基準の明確化	
② 調 査 旅 費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 ・ 交通費 ・ 旅費 ・ 宿泊費 等	② 調 査 旅 費	【支出できるもの】
	留意事項 ・ 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に準ずる。 ・ 政務活動費を利用した視察等の旅費については、原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとする。ただし、時間や経済面、身体的負担等を総合的に判断し、合理性が認められる場合、または天災、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 ・ 視察依頼及び礼状発送のみ事務局で行うものとする。 ・ 行政視察旅費と政務活動費を合算して使用することはできない。 ・ 行政視察旅費による議員と政務活動費による議員が一つのグループを結成しての行政視察等は認めない。 ・ レンタカー及び私有車利用に係る費用については、公共交通機関を利用することに比べ、時間や経済面、身体的負担等を総合的に判断し、合理性が認められる場合において認める。 ・ 他者所有の私有車を運転する場合は日割りの自動車保険に加入する。		【支出できないもの】 ・ 飲食費 （宿泊費に含む夕食代、朝食代を除く） ・ 懇親会費
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 ①公共交通機関利用に係る費用 （鉄道運賃、航空運賃、バス運賃等） ②レンタカー利用に係る費用 （ガソリン代、有料道路料金、駐車場代を含む） ③私有車利用に係る費用 （ガソリン代、有料道路料金、駐車場代を含む） ・ 調査負担金 （負担金、資料代、施設入場料等、調査が有料の場合の経費） ・ 手土産代 ・ 宿泊代（宿泊費、宿泊税、宿泊手当等を含む） ・ 調査に係る期間に限定した損害保険の保険料

政務活動費規則別表（5条関係） 用途基準		用途基準の明確化		
③ 資料 作成 費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 ・印刷製本費 ・翻訳料 ・事務機器購入 ・使用料及び賃借料 等	③	【支出できるもの】	
		③	【支出できないもの】	
		③ 資料 作成 費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 (資料の印刷代) ・消耗品費 (資料作成に必要な消耗品費) ・翻訳料 ・調査委託料 (資料作成に必要な外部団体への調査委託料) ・原稿執筆料 (執筆者は会派所属議員の一親等以内のものを除く) ・事務機器購入費及び修繕費 (パソコン、タブレット等の購入費、修繕費は政務活動費で購入した事務機器に限る) ・事務機器賃借料 (リース、レンタル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信費
政務活動費規則別表（5条関係） 用途基準		用途基準の明確化		
④ 資料 購入 費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 ・新聞雑誌等定期刊行物 ・参考図書 等	④	【支出できるもの】	
		④	【支出できないもの】	
		④ 資料 購入 費	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌購入費 (名称明記) ・図書購入費 (名称明記) ・資料購入費 (名称明記) ・新聞購読料 (名称明記) ・データベース使用料 (名称明記) 	

政務活動費規則別表（5条関係） 用途基準		用途基準の明確化		
⑤ 広 報 費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 ・ 広報紙 ・ 報告書印刷費 ・ 送料 ・ 会場費 ・ ホームページ開設に係る経費 等	⑤ 広 報 費	【支出できるもの】	
			【支出できないもの】	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷製本費 (議会報告書等の印刷代) ・ 消耗品費 (広報活動に必要な消耗品費) ・ 郵送費 (広報紙等を送付した場合) ・ 配布委託料 (新聞折り込み費用等、委託した場合) ・ ホームページ開設・保守管理等委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶状や年賀状の印刷費及び郵送費
政務活動費規則別表（5条関係） 用途基準		用途基準の明確化		
⑥ 広 聴 費	住民からの市政及び政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 ・ 会場費 ・ 印刷費 ・ 茶菓子代 等	⑥ 広 聴 費	【支出できるもの】	
			【支出できないもの】	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料 ・ 機器使用料 (マイクなどの放送設備やプロジェクター等映像設備を借用した場合) ・ 印刷製本費 (資料の印刷代) ・ 消耗品費 (市政報告会等の開催に必要な消耗品費) ・ 郵送費 (案内等を送付した場合) ・ 手話通訳料 (手話通訳者を依頼した場合) ・ 茶菓子代 ・ 湯茶代 (ペットボトル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類代 ・ 生花代

政務活動費規則別表（5条関係） 使途基準		使途基準の明確化	
⑦ 人 件 費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	⑦	【支出できるもの】
		⑦	【支出できないもの】
			・賃金等
政務活動費規則別表（5条関係） 使途基準		使途基準の明確化	
⑧ そ の 他 の 経 費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費	⑧	【支出できるもの】
		⑧	【支出できないもの】
		・その他調査研究に必要と認められる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・名刺代 ・通信費、電話代（携帯電話・固定） ・光熱水費 ・政党活動に係る経費 （政党活動費、政党の広報紙等の作成及び発送料、政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費、党大会の賛助金及び参加費、政党の役員経費等） ・選挙活動に係る経費 （選挙活動における各種団体への支援依頼活動費、選挙ビラ等の作成及び発送料等） ・私的活動に係る経費 （慶弔餞別費、宗教活動費、観光等の旅行経費等） ・後援会活動に係る経費 ・その他、社会通念上妥当な範囲を超える経費